

医療法人社団清志会 山本病院

関東信越厚生局長への届出事項に関する事項（令和8年1月1日現在）

1.当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

～基本診療料の施設基準～

- 地域一般入院料3
- 看護配置加算
- 看護補助加算1
- 感染対策向上加算3
- 救急医療管理加算
- 後発医薬品使用体制加算3
- 入退院支援加算2
- 初診料に係る機能強化加算
- 病棟薬剤業務実施加算1
- 診療録管理体制加算3
- データ提出加算1(口)
- 医療DX推進体制整備加算

～特掲診療料の施設基準～

- 在宅療養支援病院
- 在宅時医学総合管理料
- 施設入居時等医学管理料
- がん性疼痛緩和指導管理料
- がん治療連携指導料
- 薬剤管理指導料
- 検体検査管理加算(I)
- CT撮影及びMRI撮影
- 胃瘻造設術
- 酸素の購入価格届出
- 外来ベースアップ評価料 I
- 入院ベースアップ評価料 30

～ 入院時食事療養 ～

- 入院時食事療養(I)

令和8年1月1日

医療法人社団清志会 山本病院

院長 小西 宏育